

## 各種届出

## ひばりヶ丘駅前出張所の駐輪場・身体障害者用駐車場の利用

ひばりヶ丘駅前出張所に自転車て来所される方は、駐輪前に出張所で駐輪の受付を行ってください。

身体障害者用駐車場をご利用の場合は、事前にお問い合わせください。

ひばりヶ丘駅前出張所  
( ☎425 - 7577 )

## 西東京市民カードの引き替え窓口を開設

自動交付機の利用を促進するため、印鑑登録証から市民カードへの引き替えおよび新規暗証番号登録、セキュリティ強化のための暗証番号変更、生分解性プラスチックで作成された壊れやすい市民カード(番号が金色で、先頭が「010」または「011」)の引き替え窓口を開設します。

❖引き替え窓口

時・場

11月20日(土)、12月4日(土)・保谷庁舎  
11月27日(土)、12月11日(土)・田無庁舎  
各日午前9時～午後5時

必要書類

印鑑登録証、ほうや市民カード、西東京市民カードのうちいずれかお持ちのもの

官公署の発行した顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、旅券、住基カードなど)

暗証番号を登録または変更する場合は、必ず本人が来庁してください。

官公署の発行した顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない方が暗証番号を登録する場合、照会方式(後日もう一度窓口来庁)と、即日登録のできる保証人登録制度があります。

破損カードを引き替える場合の本人確認は、健康保険証や年金手帳、社員証なども可。

代理人による破損カードの引き替え申請は、代理人選任届(本人自筆で登録印を押印したもの)と代理人

の本人確認書類が必要です。  
市民課 ☎( ☎460 - 9820 )  
保 ☎( ☎438 - 4020 )

## 税

## 市税、国民健康保険料(税)の休日納付相談窓口を開設

時11月21日(日)午前9時～午後4時

場市税...納税課(田無庁舎4階)

国民健康保険料(税)...保険年金課(田無庁舎2階)

詳細は、お問い合わせを。

納税課 ☎( ☎460 - 9832 )

保険年金課 ☎( ☎460 - 9824 )

## 会社で給与事務を担当されている方・会計事務所などで給与事務を担当されている方へ

～給与支払報告書の提出は電子申告(eLTAX)が便利です～

eLTAX(エルタックス)とは、給与支払報告書の提出や給与所得者異動届出書の提出などの特別徴収に関わる手続きを、インターネットで行うシステムです。これまで書面で行っていた住民税の手続きが、オフィス、会計事務所などのパソコンからインターネットを通じて、簡単に利用できます。

eLTAXを利用するための詳しい手続きやパソコンの環境については、eLTAX☎をご覧ください。また、電話でのお問い合わせもeLTAXサポートデスクで受け付けています。

☎http://www.eltax.jp/

☎eLTAXサポートデスク

( ☎0570 - 081459 ナビダイヤル )

( ☎03 - 5339 - 6701 ナビダイヤル )

につながらない方)

市民税課 ☎( ☎460 - 9827・9828 )

## 固定資産税の減額

❖住宅の省エネ改修

平成20年1月1日以前から市内に所在する住宅(賃貸住宅を除く)に省エネ改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋

に係る固定資産税を住宅面積120㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)

減額要件

平成25年3月31日までに行われた一定の省エネ改修工事(熱損失防止改修)であること

改修工事後3か月以内に資産税課(田無庁舎4階)まで申告すること  
熱損失防止改修工事にかかった費用が30万円以上であること

現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋であること

必要書類

住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書

熱損失防止改修工事証明書

熱損失防止改修工事にかかった費用の領収書

納税義務者の方の住民票の写し

～一定の熱損失防止改修工事とは

窓、床、天井、壁の断熱性を高める改修工事です(外気などと接するものの工事に限る。窓の改修工事を含めた工事であることが必須)

❖住宅のバリアフリー改修

平成19年1月1日以前から市内に所在する家屋(賃貸住宅を除く)にバリアフリー改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋に係る固定資産税を住宅面積100㎡まで3分の1減額します(都市計画税は含まれません)

減額要件

65歳以上の方および要介護もしくは要支援の認定を受けている方ならびに障害をお持ちの方が居住する家屋であること(賃貸住宅を除く)

平成25年3月31日までに行われた一定のバリアフリー改修工事であること

改修工事後3か月以内に資産税課(田無庁舎4階)まで申告すること  
バリアフリー改修工事にかかった費用が30万円以上であること(補助金などを除く自己負担額)

現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない家屋であること

必要書類

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書

バリアフリー改修工事にかかった費用の領収書、改修工事の内容などを確認できる書類(工事明細書、現場の写真など)

納税義務者の方の住民票の写し

改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類

(1)居住者が65歳以上の場合は、その方の住民票の写し

(2)居住者が要介護または要支援を受けている場合は、その方の介護保険被保険者証の写し

(3)居住者が障害をお持ちの場合は、その方の障害者手帳の写し

補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことを確認することができる書類

～一定のバリアフリー改修工事とは

廊下の拡幅、階段のこう配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取り替え工事、床表面の滑り止め化

❖住宅の耐震改修

昭和57年1月1日以前から市内に所在する住宅に耐震改修工事を行い、下記要件を満たしている場合、改修工事が完了した年の翌年度分における当該家屋に係る固定資産税を住宅面積の120㎡まで2分の1減額します(都市計画税は含まれません)

減額要件

改修工事後3か月以内に資産税課(田無庁舎4階)まで申告すること  
耐震改修工事にかかった費用が30万円以上であること

減額期間

平成22年1月1日～平成24年12月31日に改修完了した場合、翌年度から2年間

平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修完了した場合、翌年度から1年間

必要書類

耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書

耐震改修工事証明書

耐震改修工事にかかった費用の領収書

資産税課 ☎( ☎460 - 9830 )

## 各種サービスが一時ご利用できません。ご注意ください!

市役所の電気設備点検・整備・システム改修に伴い、下記日程で各種サービスが停止します。ご理解とご協力をお願いします。

## ホームページ機能の一部停止

時11月23日(祝) 終日

利用できないサービス

簡単!手続きナビ

アンケート

パブリックコメント(市民意見提出手続き)

電子会議室

秘書広報課 ☎( ☎460 - 9804 )

## 公共施設予約管理システムサービスの一部停止

時11月23日(祝) 終日

利用できないサービス

すべてのロビー端末

有料施設の入金

有料施設をご利用される方は、11月22日(月)までに入金してください。  
情報推進課 ☎( ☎460 - 9806 )

## 住民票等自動交付機の休止

時・場 11月23日(祝)・田無庁舎・保谷庁舎・ひばりヶ丘駅前出張所・柳沢公民館・芝久保公民館・保谷駅前公民館にあるすべての住民票等自動交付機

11月28日(日)・保谷庁舎の住民票等自動交付機

11月8日(月)～24日(水)・芝久保公民館の住民票等自動交付機

市民課 ☎( ☎460 - 9820 )

保 ☎( ☎438 - 4020 )

## 西東京市 誕生10周年記念事業

## キャラクター絵柄入り証明書の発行

西東京市誕生10周年記念事業の一環として、市が発行する住民票などの各種証明書に、アニメ『あたしんち』を使用します(右図参照)

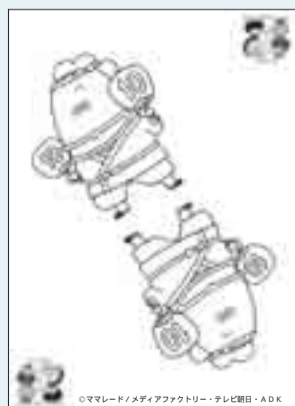
発行期間

平成23年1月4日(火)～12月28日(水)

また、11月13日(土)・14日(日)の市民まつり会場でPRを予定しています。キャラクターのぬいぐるみも参加しますので、お気軽にお越しください。

市民課 ☎( ☎460 - 9820 )

保 ☎( ☎438 - 4020 )



証明書に入る絵柄